

藤沢市立鵜南小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

ここでいういじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童が、その行為に気付いていない場合でも、気付いたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかどうかによって判断します。

そして、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いようにするため、いじめが心身に及ぼす影響をはじめとする様々な問題に関する児童の理解を深めます。学校教育目標にある「思いやりの心を育む」を基本とし、「やさしい言葉を使い、みんなで助け合う、ありがとうがあふれる学校づくり」を児童と共に常に意識し、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるような学校づくりをめざします。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、起きてしまったいじめの対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じ

て多様な価値観をもつ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(児童会活動)

本校教職員は子どもたちが自ら行ういじめ防止活動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・すべての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、すべての教職員がいじめの態様や特質等について共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・いじめ加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりをすすめます。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 児童対象「学校生活アンケート」調査 年3回以上
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による聴き取り 年2回
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 学級担任や児童支援担当教諭、その他の職員との面談
 - ② スクールカウンセラーとの面談
 - ③ 「藤沢市子ども相談フォーム」の活用
 - ④ 学校以外の相談窓口（藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイヤル等）の周知と活用

- ・相談・通報のあった事案は、「鵜南小学校いじめ問題対策委員会」を通して学校全体で情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ、児童の安全を確保します。
- ・いじめに係る相談・通報を受けた場合は、一人で抱えこまず、速やかに「鵜南小学校いじめ問題対策委員会」等に報告し、事実の有無を組織的に確認し、チームで対応します。
- ・いじめの事実を確認した結果は、いじめを受けた児童の保護者およびいじめを行った児童の保護者に報告する等、いじめの事実に係る情報を関係保護者に共有するために必要な対応を行います。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、「鵜南小学校いじめ問題対策委員会」が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童への支援は、児童支援担当、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員で行います。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および警察等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないよう生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。

(5) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルについて必要な啓発活動を行います。

3 「鵜南小学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「鵜南小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「鵜南小学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、児童支援担当教諭、いじめ防止担当者、支援部、養護教諭、スクールカウンセラー

※その他必要に応じて、依頼可能な第三者を要請することがあります。

(2) 活動内容

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みに係る年間計画作成・実行・検証
- ・児童・保護者からの相談や地域住民等からの通報への対応
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集、記録、共有
- ・いじめの疑いのある情報があった際の緊急会議の開催
- ・関係児童への事実関係の聞き取り、アンケート調査等、いじめに関する情報収集と記録
- ・いじめの事実確認、判断、事案への対応検討・方針決定
- ・いじめに関わる児童・保護者との連携、支援・指導
- ・他の児童・保護者への情報提供など
- ・学校いじめ防止基本方針の策定、見直し

(3) 会議の開催

各学期に1回の開催を基本とし、その他に、いじめ、又はいじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

校長、教頭、児童支援担当教諭、いじめ防止担当者、支援部、養護教諭
その他必要と認める者

※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・いじめを受けた児童への寄り添い、継続的な支援（学習支援を含む）
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に含め、適正に自校の取り組みを評価します。

- ・いじめの発生を防止するための取り組みに関すること
- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること

2022年 5月 改訂